



2023年5月23日

各位

三菱HCキャピタル株式会社
代表取締役 社長執行役員 久井 大樹
(コード:8593 東証プライム・名証プレミア)

取締役等に対する新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役(非業務執行取締役および国内非居住者を除く。以下同じ。)ならびに執行役員等(国内非居住者を除く。以下、取締役とあわせて「取締役等」という。)を対象に、株式報酬型ストックオプションを廃止し、新たに業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入することを決議しました。当社は、本制度の導入に関する議案を2023年6月27日開催予定の第52期定時株主総会(以下「本株主総会」という。)に付議する予定です。

詳細は下記のとおりです。

記

1. 本制度の導入について

(1) 当社は、取締役等を対象に、中長期的な企業価値増大への貢献意欲を一層高め、また、株価変動のメリットやリスクを株主の皆さまと共有することを目的に、中長期的な当社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、本制度を導入します。

(注)本株主総会において、本制度の導入に関する議案が承認可決された場合、現行の株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬枠を廃止します。

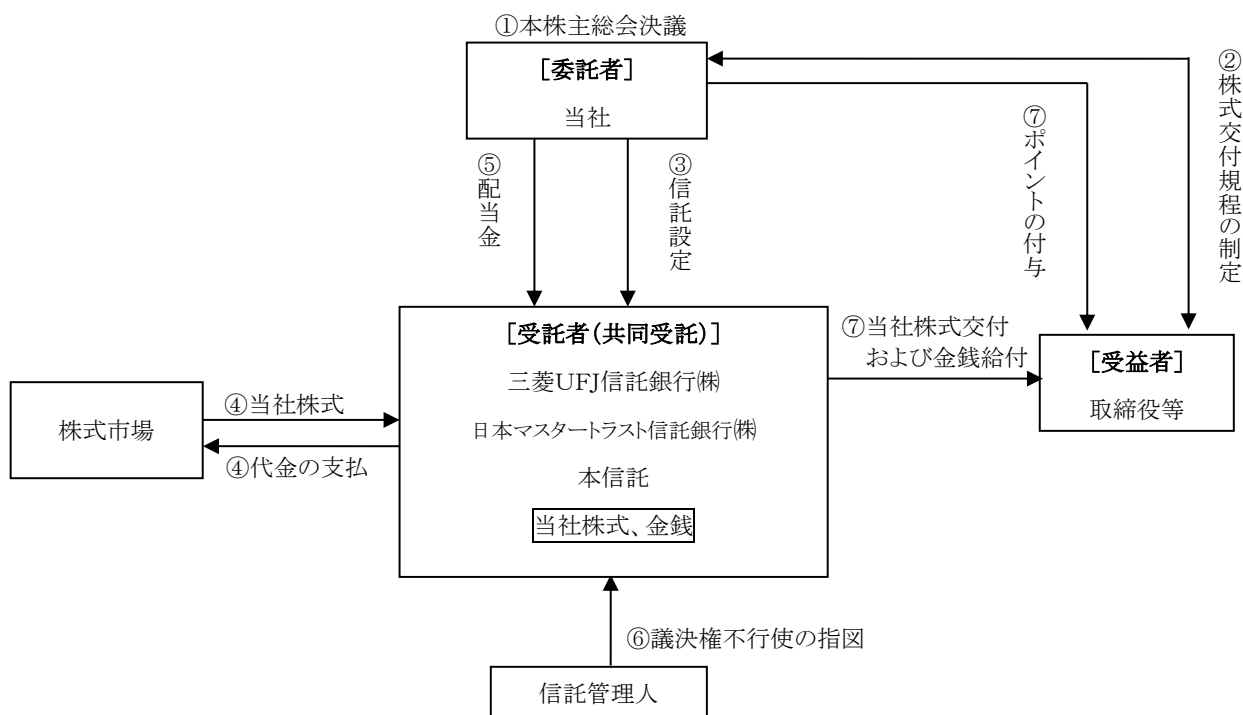
(2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。

(3) 本制度では、役員報酬 BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「BIP 信託」という。)と称される仕組みを採用します。BIP 信託とは、米国の業績連動型株式報酬(Performance Share)制度および譲渡制限付株式報酬(Restricted Stock)制度を参考にした役員に対するインセンティブ・プランであり、BIP 信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭(以下「当社株式等」という。)を業績目標の達成度等に応じて、取締役等に交付または給付(以下「交付等」という。)するものです。

(4) 当社は、本制度の実施のために設定した BIP 信託(以下「本信託」という。)の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定、または、信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本制度を継続的に実施することを予定しています。

(注)当社は2018年5月15日に旧日立キャピタル株式会社が三菱 UFJ 信託銀行株式会社と締結した「役員報酬 BIP 信託契約」(以下「既存信託契約」という。)を経営統合時に承継しており、今回、追加信託を行うことにより、新たな信託として本信託を設定するとともに、信託期間の変更等の信託内容の変更を行うものです。

2. 本信託の仕組み



- ①当社は、本株主総会において、本制度の導入に関する承認を得ます。
- ②当社は、取締役会において、本制度の内容に係る株式交付規程を制定します。
- ③当社は、①における本株主総会で承認を得た範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする本信託を設定します。
- ④本信託は、信託管理人の指図にしたがい、③で拠出された金銭を原資として、当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①において本株主総会で承認を得た範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に対する配当金は、他の当社株式と同様に支払われます。
- ⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦信託期間中、受益者は、株式交付規程にしたがい、一定のポイントの付与を受けたいうえに係るポイントの50%に相当する当社株式(単元未満株式は切り捨て)の交付を受け、残りの当該ポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めにしたがい、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧信託期間満了後、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付等が未了のものを除く。以下「残余株式」という。)は取締役等への交付等に活用され、同日に信託財産内に残存する金銭(以下「残余金銭」という。)は株式取得資金として活用されます。
- ⑨信託期間満了後、本信託を終了する場合には、残余株式を本信託内で換価処分したうえで、信託金の累計額から株式の取得費用の累計額を控除した額(以下「信託留保金額」という。)を超過する部分は、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です(信託留保金額の範囲内の部分は当社に帰属する予定です。)

(注)信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等について定められる株式交付ポイント数(下記 3. (5)に定める。)に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、下記 3. (7)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

3. 本制度について

(1) 本制度の概要

本制度は、原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度(以下「対象期間」という。)を対象として、本信託を通じて取締役等に当社株式等の交付等を行う制度です。

(2) 本制度導入に係る本株主総会決議

当社は、本株主総会において、本信託に拠出する信託金の上限額および取締役等に対して付与するポイント(下記(5)に定める。)の総数の上限その他必要な事項を決議する予定です。

なお、下記(4)②による本信託の継続を行う場合には、当社は、本株主総会で承認を得た範囲内で、信託期間の満了時に信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者(受益者要件)

取締役等は、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経たうえで、株式交付ポイント数(下記(5)に定める。)に相当する当社株式等について、本信託から交付等を受けることができます。

- ① 制度開始日以降の対象期間中、取締役等として在任していること(制度開始日以降に新たに取締役等になった者を含む。)
- ② 自己都合で退任した者(取締役会においてやむを得ない場合と認められる場合を除く。)もしくは解任により退任した者、または、在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③ その他業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められるものとして信託契約または株式交付規程に定める要件

(4) 信託期間

① 当初の信託期間

2023年8月15日(予定)から2026年8月31日(予定)までの約3年間とします。

② 本信託の継続

信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、原則として、その時点において当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度が新たな対象期間となり、当該対象期間に対応すべく本信託の信託期間を延長し、当社は延長された期間ごとに、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き、新たな対象期間について、取締役等に対するポイントの付与および当社株式等の交付等を継続します。ただし、係る追加拠出を行う場合において、残余株式および残余金銭(以下、あわせて「残余株式等」という。)があるときは、残余株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、本株主総会で承認を得た信託金の上限額の範囲内とし

ます。本信託の継続は、一度だけに限らず、その後も同様に再継続することがあります。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の数

取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数は、役位および在任期間に応じて対象期間中の各事業年度末日に付与されるポイントの3年間における累積値に業績連動係数を乗じて算出した株式交付ポイントに基づき決定されます。業績連動係数は、対象期間の最終事業年度の会社業績指標等(当初の対象期間においては、①親会社株主に帰属する当期純利益、②ROA、③ROE、④TSR*の対 TOPIX 成長率とする。)の目標値に対する達成度等に応じて、0~150%の範囲で決定し、1ポイントにつき当社株式1株を交付します(1ポイント未満の端数は切り捨て)。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等を行った場合は、分割比率・併合比率等に応じてポイントの数および下記(7)の交付株式数の上限を調整します。

なお、対象期間中の事業年度の途中で退任または死亡した取締役等、および国内非居住者となることとなった取締役等については、業績連動係数を100%としたうえで上記のとおり算定した株式交付ポイントを速やかに付与するものとします。

*Total Shareholder Return(株主総利回り)の略。

(6) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

上記(3)の受益者要件を満たした取締役等は、原則として対象期間終了後、所定の受益権確定手続を行うことにより、本信託から株式交付ポイント数の50%に相当する当社株式(単元未満株式は切り捨て)の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する株式数の当社株式については、本信託内で換価処分したうえで、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

対象期間中に退任した取締役等(死亡した場合を除く。)は、株式交付ポイント数に応じた数の当社株式等について、退任後速やかに、本信託から交付等を受けるものとします。また、対象期間中に国内非居住者となることとなった取締役等については、株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、速やかに、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

対象期間中に受益者要件を満たさず取締役等が死亡した場合、当該取締役等の相続人は、死亡後に算定される株式交付ポイント数に応じた数の当社株式について、本信託内で換価したうえで、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の合計上限額および本信託において取締役等に交付等が行われる当社株式等の数の上限

既存信託契約変更時の残余株式等と当社から本信託に拠出される信託金の合計額および本信託において取締役等に交付等が行われる当社株式等の数(株式交付ポイントの数)は、本株主総会で承認されることを条件として、それぞれ以下を上限とします。

本信託に拠出する信託金の上限額

800百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額

(注)・当初対象期間においては、3事業年度を対象として合計2,400百万円となります。

- ・信託金の上限は、現在の取締役等の報酬水準を考慮し、株式取得資金に信託報酬および信託費用を加算して算出しています。

本信託において取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限

155万株を対象期間の事業年度数を乗じた株式数

(注)・当初対象期間においては、3事業年度を対象として合計465万株となります。

- ・本信託において取締役等に対して交付等が行われる当社株式等の数の上限は、上記の信託金の上限を踏まえて、足元の株価水準等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(7)の本信託に拠出する信託金の上限額および交付等が行われる当社株式等の数の上限の範囲内で、株式市場から取得する予定です。

(9) クローバック条項等

取締役等による重大な非違行為が判明した場合等には、当該取締役等に対して付与済みのポイントや株式交付ポイントを没収(マルス)し、あるいは、当該取締役等に対し、交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求(クローバック)ができるものとします。

(10) 本信託内の当社株式の議決権行使

本信託内にある当社株式(すなわち取締役等に交付等が行われる前の当社株式)は、経営の中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(11) 本信託内の当社株式に係る配当金の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(12) 信託期間満了時の取扱い

信託期間満了後、本制度またはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用する場合には、残余株式は当該株式報酬制度における取締役等への交付等に活用され、残余金銭は株式取得資金として活用されます。

信託期間満了後、本信託を終了する場合には、残余株式を本信託内で換価処分したうえで、信託留保金額を超過する部分は、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です(信託留保金額の範囲内の部分は、当社に帰属する予定です)。

(ご参考)信託契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
(共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤受益者 | 取締役等(退任した者を含む。)のうち受益者要件を満たす者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約変更日* | 2023年8月15日(予定) |
| ⑧信託の期間 | 2023年8月15日(予定)～2026年8月31日(予定) |
| ⑨制度開始日 | 2023年8月15日(予定) |
| ⑩議決権行使 | 行使しない |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金の上限額 | 2,400百万円(予定)(信託報酬および信託費用を含む。) |
| ⑬株式の取得時期 | 2023年8月18日(予定)～2023年8月31日(予定)
ただし、決算期(中間決算期、四半期決算期を含む。)末日以前の5営業日から
決算期末日までを除く。 |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託留保金額の範囲内と
します。 |

*既存信託契約の内容を変更するものです。

■本件に関するお問い合わせ先

三菱HCキャピタル株式会社
コーポレートコミュニケーション部
〒100-6525 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
TEL 03-6865-3002 (直通)

以上